

諸外国における犬のブリーダー規制状況

礒村れん, 杉浦勝明[†] (東京大学大学院農学生命科学研究科)



礒村れん

1 はじめに

日本における犬の飼養頭数は、近年減少傾向にあるものの、ペットフード協会の調査によれば、2015年10月現在992万頭となっている[1]。犬の飼育者は799万世帯であり、7世帯に1世帯が犬を飼育している[1]。これらの飼育者及び潜在的飼育者に対して子犬を供給するために小規模なホビーブリーダーから大規模ブリーダーまでさまざまなブリーダーにより子犬の繁殖が行われ、供給されている。ブリーダーの中には利益を優先するあまり、動物福祉を犠牲にした過酷な条件下で繁殖を行っているものもある。このような状況を受けて、日本では2006年に動物愛護法が改正され、すべての動物取扱業が届出制から登録制に改正され、さらに、2013年の改正により、動物福祉を確保する観点からブリーダーの責任や義務が強化された。しかし、その結果、ブリーダーの数が大幅に減少した。ジャパン・ケネル・クラブ(JKC)の登録ブリーダーの数はピークの2004年34,065人から2014年9,643人へとホビーブリーダーを中心に72%減少した。ホビーブリーダーの減少のおもな原因は、登録手続きなどの煩雑化とされている。ブリーダーの減少に伴い、繁殖される子犬の頭数も80万頭から50万頭へと約4割減少した[2]。犬の飼養頭数に占める1歳以下の子犬の割合は2015年10月現在3.7%であり[1]、犬の平均寿命を14歳として飼育頭数の維持に必要な7%を大幅に下回っており、子犬の供給が増えなければ飼養頭数のさらなる減少が予測される。

そこで、本調査では、諸外国におけるブリーダーの規制状況について調査し、わが国とこれらの国における規制を比較することにより、どのような規制が望ましいかを検討した。

2 調査方法

アンケート調査によりデータを収集するとともに、一

部聞き取り調査及び文献調査を行いアンケート調査の結果を補足した。

(1) アンケート調査

2016年4月、犬を飼養頭数の多い欧米の12カ国(米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、オランダ、スペイン、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、スイス及びオーストリア)のケネルクラブあてに犬のブリーダー規制に関する質問票を送付し、得られた回答を分析した。質問事項は、①ブリーダー登録等の法的規制の有無、②飼育スペースの規制の有無、③母犬の繁殖開始年齢及び終了年齢に関する法的規制の有無、④母犬の生涯出産回数に関する法的制限の有無である。

(2) 聞き取り調査

2015年12月、デンマーク・ケネル・クラブ(DKK)を往訪し、同会長へのインタビューを行った。

(3) 文献調査

インターネットを通じて各国の動物愛護に関する法律などの文献を収集し、アンケート調査の結果を補足した。

3 結果

10カ国から回答があり、このうち質問に対する十分な情報が記載されていた米国、カナダ、英国、フランス、オランダ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド及びドイツの9カ国について分析を行った。

(1) ブリーダー登録の法的規制の有無

カナダ及びフィンランドでは、ブリーダー登録は義務付けられていない。米国、フランス、オランダ、デンマーク及びスウェーデンでは、すべてのブリーダーまたは大規模ブリーダーは子犬の繁殖を行うにあたって登録を受けることが法律により義務付けられている(表1)。

米国では2013年11月以降動物福祉法(1966年)及び同規則により、営利目的のブリーダーは連邦政府の認

[†] 連絡責任者: 杉浦勝明 (東京大学大学院農学生命科学研究科国際動物資源科学研究室)

〒113-8657 文京区弥生1-1-1 ☎ 03-5841-5383 FAX 03-5841-5191

E-mail: aksugiur@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

表1 主要国における犬のブリーダー登録及び飼育スペースの法的規制の有無

国 名	ブリーダー登録	飼育スペース
米 国	○ ^a	○ ^{b, c}
カナダ	×	×
英 国	○ ^a	×
フランス	○	○ ^c
オランダ	○	○ ^c
スウェーデン	○	○
デンマーク	○ ^a	○
フィンランド	×	×
ドイツ	○	○

○：法的規制あり，×：法的規制なし

a：一部のブリーダーのみ登録を受ける必要

b：定性的な基準のみで数値基準はない

c：プロフェッショナル・ブリーダーにはより厳しい基準が適用される

可を受けることが義務付けられている [3]。営利目的のブリーダーとは、繁殖雌犬を5頭以上所有しているか、または、インターネット販売を行うブリーダーと定義されている。繁殖雌犬の所有頭数が4頭以下で、子犬を直接飼育者に販売する小規模ブリーダーは連邦政府の認可は必要ないが、州の条例により規制を受けることがある。たとえば、カリフォルニア州では、連邦政府より厳しい規制が適用され、さらに広範囲のブリーダーが規制の対象となっている。

4頭以下でインターネット販売を行わないブリーダーを規制の対象としていないのは、今までに連邦監査室（OIG）により実施された立入検査の結果、これらのブリーダーは米国獣医師会（AVMA）の飼育基準を満たしていることが判明し、監視対象としなくても動物福祉が損なわれるリスクは低いと判断されたためである [4]。また、犬を直接飼育者に販売することを重要視しているのは、飼育者が犬の健康状態や人道的取扱いについて確認できるからである [4]。また、OIGが2010年に実施した調査の結果、ペット小売店（RPS）であることを理由に未登録の大規模ブリーダーの80%がインターネット販売を行い、一部の購入者が不健康な犬を受け取っていたことが判明したこともインターネット販売を行うブリーダーを登録対象とした理由である [4]。

英国では犬繁殖法（1973年及び1991年）に基づき、地方当局からの免許取得がブリーダーに義務付けられている [5]。スコットランド及びイングランドでは年間5胎以上繁殖するブリーダーは地方当局発行の繁殖免許を取得しなければならない。これらのブリーダーは免許申請時に収容施設のチェックを受けることとなっている。年間繁殖胎数は、ウェールズ及び北アイルランドでは3胎以上となっている。

フランスでは2016年以降農村法により、子犬の販売

に当たり税務署への登録が義務付けられている。プロフェッショナル・ブリーダーと非プロフェッショナル・ブリーダーとで規制内容が異なり、プロフェッショナル・ブリーダー（繁殖用雌犬を10頭以上所有し、年間2胎以上生産するブリーダー）は、子犬の販売の際、納税者番号を広告に公表し、ブリーダー証明書を持っていないといけない [6]。一方、非プロフェッショナル・ブリーダー（4カ月齢以上の犬の頭数が9頭以下、繁殖用雌犬の頭数が3頭以下で年間繁殖回数が1胎以下のブリーダー）は、ブリーダー証明書も納税者番号も公表しなくてよいが、子犬の登録番号を記載しなければならない [7]。

オランダでは、犬及び猫の政令（1999年）により、ペットの商業的な販売を行うブリーダーは事前に農業大臣に届出て、登録を受けることが義務付けられている [8]。犬の繁殖を行う人でも商業的な取引を行わないことを証明できる場合には登録はしなくてもよい。犬の所有頭数の制限はなく、あくまでも商行為の有無がブリーダー登録の必要性を決定する [9]。

デンマークでは犬に関する法律（2010年）により、プロフェッショナル・ブリーダー（3頭以上の雌犬を所有し、年間3胎以上繁殖している者）は登録が義務付けられている [10]。

スウェーデンでは動物愛護法（1988年）により、すべてのブリーダーは地方自治体による登録が必要である。そのうち、12カ月齢超の犬を10頭以上所有しているか、年間2胎を超えて繁殖しているブリーダーは許可を受ける必要がある [11]。

ドイツでは連邦法である動物保護法（2000年）により、ブリーダーは州当局による登録を受けることが義務付けられている。この法律では、3頭以上の雌犬を所有、または年間3胎を超えて繁殖をしている場合、商業目的のブリーダーと定義され、登録の対象となる。登録申請書には、動物種をはじめ、責任者、施設及び施設に関する情報も求められる [12]。

(2) 飼育スペースの規制の有無

カナダ及びフィンランドでは、犬の飼育スペースの規制はない。米国、フランス、オランダ、デンマーク及びスウェーデンでは、犬の飼育スペースに関する規制が法律により定められ、これらのうち、米国の一部の州、フランス及びオランダでは、プロフェッショナル・ブリーダーにはより厳しい基準が適用されている。（表1）。

米国では、連邦規則により犬の飼育基準（給餌、犬舎、スペース、獣医療など）が定められている [13]。連邦規則のほか、少なくとも19の州において商業的ブリーダーが遵守すべき飼育基準を定めている [14]。いずれも、犬が自由に立ったり、座ったり、横たわったり、自

表2 オランダにおける犬の飼育スペースの基準

き 高	面 積 (nは飼育頭数)	1 辺の長さ
30cm 以下	$(1+n) \times 1.0\text{m}^2$	1 辺は少なくとも 100cm
30cm～50cm	$(1+n) \times 1.2\text{m}^2$	1 辺は少なくとも 120cm
50cm 超	$(1+n) \times 1.5\text{m}^2$	1 辺は少なくとも 120cm

上記のほか、施設の高さは少なくとも 180cm なければならない。

出典：オランダ犬及び猫の政令（Dog and Cat Decree）
第 12 条

表3 スウェーデンにおける犬の飼育スペースの数値基準

頭 数	き 高					
	25cm 未満	25～ 35cm	36～ 45cm	46～ 55cm	56～ 65cm	65cm 超
1 頭	2m ²	2m ²	2.5m ²	3.5m ²	4.5m ²	5.5m ²
2 頭	2m ²	2.5m ²	3.5m ²	4.5m ²	6m ²	7.5m ²
1 頭増える こととの 追加面積	1m ²	1m ²	2m ²	2m ²	3m ²	3m ²

出典：スウェーデン農業委員会行政通知「犬及び猫の飼育に関する一般指針」

由に向きを変えたりするのに十分なスペースが確保されることといった定性的な基準であり、数値基準ではない。AVMA 及び米国ケネルクラブも動物福祉の観点から同様の飼育スペースの基準を定めている [7, 15]。

英国では飼育スペースに関する法的基準はないが、環境衛生研究所（CIEH）により具体的な数値基準を含む自主的ガイドラインが定められている [16]。

フランスでは、農村法に基づく政令により飼育スペースの基準が定められている。プロフェッショナル・ブリーダー（前述）には、犬の飼育に用いる犬舎のスペース基準が定められ、1 頭あたり 5m²、高さ 2m（体高 70cm 超の犬の場合には 10m² に 2 頭）のスペースを確保することが義務付けられている [17]。

オランダでは、動物飼育者に関する決定（2015 年）によりすべてのブリーダーに対して、犬の一般飼育基準として犬が十分に動き回れるスペースの確保が義務付けられている [18]。さらに、商業的販売を行うブリーダーに対しては犬及び猫の政令（1999 年）に基づき収容スペースの基準を含む具体的な飼育基準が適用される（表 2）[8]。

デンマークでは、法律により飼育スペースの基準があり、体重 40kg 以下の犬には 6m²、41～60kg の犬には 8m²、60kg 超の犬には 10m² のスペースを確保することが義務付けられている [10]。

スウェーデンでは、農業委員会行政通知により犬の頭数及びき高により詳細な飼育スペースの規制が定められている（表 3）[19]。

表4 主要国における母犬の繁殖開始及び終了年齢並びに生涯出産回数に関する法的規制の有無

国 名	繁殖開始年齢	繁殖終了年齢	生涯出産回数
米 国	×	×	×
カナダ	×	×	×
英 国	○ (12 カ月齢以上)	×	○ (生涯 6 産, 年間 1 産以下)
フランス	○ (10 カ月齢以上) ^a	×	×
オランダ	×	×	×
デンマーク	×	×	×
スウェーデン	○ (18 カ月齢以上, かつ, 2 回目の発情以降)	△ (出産経験のない 7 歳以上の雌犬を繁殖に供することを禁止)	△ (1 年間で 2 回出産した場合は 12 カ月の休養をとらせることを義務付け)
フィンランド	×	×	×
ドイツ	×	×	×

○：法律による基準あり

△：条件付きの基準あり

×：法律による基準なし

a：ケネルクラブによるさらに詳細な基準あり（表 5 参照）

b：ケネルクラブによる基準あり（16 カ月齢以上）

c：ケネルクラブによる基準あり（8 歳齢）

d：ケネルクラブによる基準あり

（小型犬（12kg 未満）15 カ月齢、中型犬（12～30kg）18 カ月齢、大型犬（30kg 超）22 カ月齢）

e：ケネルクラブによる基準あり（5 産まで）

f：ケネルクラブによる基準あり（出産は最低 12 カ月間隔）

g：ケネルクラブによる基準あり（小型犬種：15 カ月齢、体高 45cm 以上の大型犬種：18 カ月齢）

h：ケネルクラブによる基準あり（雄犬は制限なし、雌犬は 8 歳未満まで）

i：ケネルクラブによる基準あり（2 年間で 3 回出産まで、また、1 胎で 8 頭以上出産した場合次回の発情での交配禁止）

ドイツでは、犬に関する動物保護法（2001 年）に基づき犬小屋のみで飼養する場合のスペース基準が規定されている。体高 50cm 未満は最低 6m²、50～65cm 未満は最低 8m²、65cm 以上は最低 10m² になるように定められており、面積規定に加え、犬小屋の各辺の長さが体長の 2 倍以上、かつ 2m 以上である必要がある [20]。

(3) 母犬の繁殖開始年齢及び終了年齢に関する法的規制

米国、カナダ、オランダ、デンマーク及びフィンランドでは、母犬の繁殖開始年齢及び終了年齢に関する法的規制はない。英国、フランス及びスウェーデンでは、法律により繁殖開始月齢が定められている（表 4）。

表5 フランスケネルクラブが定める繁殖開始月齢

グループ	犬 種	繁殖開始月齢
1	ジャーマン・シェパード、ブリヤード及びブービエ・デ・フランダース	15 カ月齢
	上記以外の牧羊犬及び牧畜犬（スイス牧畜犬を除く）	12 カ月齢
2	シュナウザー、グレートデーン、ボルドー・マスチフ、マスチフ、ブルマスチフ、ナポリタン・マスチフ、ピレネーマウンテンドッグ、セントバーナード、ニューファンドランド、チベタン・マスチフ、レオンベルガー、ランドシーア、ドーベルマン、ロットワイラー、ピレネーマウンテン・マスチフ、ホファヴァルト、カネ・コルソ、グレーター・スイス・マウンテン・ドッグ、バーニーズ・マウンテン・ドッグ、フィラ・ブラジレイロ、スパニッシュ・マスチフ、マタン・エスパニョール、ラフェロ・ド・アレンテージョ、カストロ・ラボレロ、エストレラ・マウンテン・ドッグ	15 カ月齢
	上記以外の使役犬ピンシャー及びシュナウザー	12 カ月齢
3	テリア	12 カ月齢
4	ダックスフンド	12 カ月齢
5	ファラオ・ハウンド、シルネコ・デルエトナ、ボデンコ・カナリオ、ボデンコ・イビセンコ、ボデンコ・ボルトゲーゼ、サモエド、グリーンランド犬、秋田犬	15 カ月齢
	スピッツ及び原始的な犬	12 カ月齢
6	ローデシアン・リッジバック	15 カ月齢
	上記以外の嗅覚ハウンド	12 カ月齢
7	ポインター及びセッター	12 カ月齢
8	レトリバー	15 カ月齢
	上記以外の狩猟犬、フラッシング・ドッグ及びウォーター・ドッグ	12 カ月齢
9	狎、ペキニーズ	10 カ月齢
	上記以外の小型愛玩犬	12 カ月齢
10	ウィペット、イタリアングレーハウンド	12 カ月齢
	上記以外の視覚ハウンド	15 カ月齢

英国では、犬繁殖法に基づき繁殖開始年齢は1歳以上と定められている。

フランスでは、農村法に基づく政令により繁殖開始月齢は10カ月齢と法律により定められているほか〔21〕、ケネルクラブにより法律より厳しい年齢が犬種別に定められている（表4）。

スウェーデンでは、ブリーダーは雌犬を繁殖に供するにあたって18カ月齢以上で2回目の発情以降でなければ交配してはならず、また、出産経験のない7歳以上の雌犬を繁殖に供してはならないことが法律で定められている。

オランダ、デンマーク、フィンランド及びドイツでは法的規制はないが、ケネルクラブにより、繁殖開始年齢などの基準が定められている（表4）。

（4）母犬の生涯出産回数に関する法的制限の有無

今回調査対象となった10カ国のうち英国のみ法律（犬繁殖法）に基づき生涯出産回数が6産以下と定められている。その他の9カ国には母犬の生涯出産回数に関する法的制限はなかった（表4）。スウェーデンでは、生涯出産回数という形では法的規制はなかったが、1年間で2回出産した場合は12カ月の休養を取らせること

が法律により義務付けられているほか、ケネルクラブにより生涯で5回以上の出産をさせないよう自主規制している。ドイツではケネルクラブにより、2年間に3回までの出産が認められているが、一度の出産で8頭以上を分娩した場合、次の発情で交配させることが禁止されている。そのほか、オランダ、デンマーク及びフィンランドのケネルクラブも生涯の出産を5産までとする自主基準を設けている。

4 考 察

今回調査対象とした国は多くないが、いずれも犬の主要飼育国であり、欧米の平均的な状況を推し量ることは可能と考える。ブリーダー登録については、一部の国では法的規制はないが、大部分の国ではすべてまたは商業的ブリーダーが登録対象となっている。登録が義務付けられている国では犬の飼育スペースについても法的規制があることがわかった。これらの法的規制が存在する国においてはケネルクラブによりさらに厳しい基準が定められていることも判明した。一方、母犬の繁殖開始及び終了年齢並びに生涯出産回数については、英国とスウェーデンを除く、ほとんどの国で法律による規制はなく、もっぱらケネルクラブの自主規制により5産を超え



デンマーク・ケネル・クラブ (DKK) 会長と著者 (杉浦)。会長によれば、デンマークではブリーダーの教育が義務付けられており、DKK では教育の機会を提供している。内容は、関係法規、繁殖技術、犬のトレーニング法、犬の扱い方、動物福祉、倫理である。32時間コースと64時間コースがあり、1回150人を対象に年数回実施している。参加有料 (600ユーロ) であるにもかかわらず、募集に対して応募が殺到している状況である。最近では将来ブリーダーになりたいという人の参加が増えている。

る出産が禁止されていた。

日本についてみると、犬のブリーダーは2006年以降すべて登録が義務付けられ、犬の飼育スペースについては、自然な姿勢で立ち上がり、横たわる等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えることといった定性的な基準が環境省告示により定められているが数値基準はない。また、母犬の繁殖開始及び終了年齢並びに生涯出産回数については、欧米諸国同様、法律による規制はなく、JKCにより早期繁殖を避けるための交配月齢が定められているくらいで、業界による自主的な規制もないのが現状である [22]。

日本では今回調査した諸外国と同様、家族経営的なホビー繁殖家から大規模なブリーダーまで、さまざまなブリーダーが子犬の供給を担っている。これらのブリーダーで適用されている動物福祉の水準はさまざまであり、一般に高い動物福祉観を持って繁殖に取り組んでいるホビーブリーダーからパピーミルと呼ばれる、利益を追求するあまり動物福祉を犠牲にして過酷な条件下で子犬を繁殖しているブリーダーも存在する。2018年に向けて動物愛護法改正が検討されているが、2006年の改正によりホビーブリーダーが登録手続きの煩雑化を理由に廃業したことを考えると、動物福祉を確保する観点から一律に厳しい規制を適用するのは、子犬の安定的な供給をさらに損なうおそれがある。ペット産業の健全な発展を念頭に、ブリーダーの利益、消費者の関心、動物福祉の間のバランスをいかに確保するかを慎重に見極め、動物福祉を損なうリスクの高いブリーダーが重点的に取

締対象となるようなリスクベースの規制が望ましいと考えられる。豪州クイーンズランド州では2012年、動物福祉を確保するため、登録対象とするブリーダーの飼育規模と登録手数料の金額をいろいろと変えてシミュレーションを行い、ブリーダーへの負担 (登録手続き、検査を受けるコスト)、社会への影響 (子犬の価格上昇、動物福祉水準の向上など)、政府負担 (登録、検査手続きのコスト) を推定し、その結果を踏まえて現実的な規則改正を行った経緯がある [23]。

また、法的規制と平行して、ケネルクラブなどが中心となり、飼育スペースなどの自主基準を作成するとともに、ブリーダー間に普及するために、ブリーダーの教育を実施していくことも動物福祉の水準を上げる上で有効である。例えば、デンマークでは、ブリーダーになるためには、動物福祉、繁殖技術、倫理、関係法律などに関する32時間の研修を受けることが義務付けられている。日本においても、研修などを通じて繁殖技術の普及とともに動物福祉観の醸成を行い、高い繁殖技術と倫理観をもつブリーダー集団として育成していくことにより、国民からの信頼を得ることができると考えられる。

ブリーダーだけでなく消費者の意識の向上も重要である。子犬を購入する際に単に可愛いという理由だけで、繁殖したブリーダーの素性さえ確かめず、人気犬種の子犬を買い求める飼育者があまりにも多すぎるのではないだろうか。豪州王立動物虐待防止協会 (RSPCA-Australia) は、「賢い子犬購入者ガイド」を発行し、ペットの購入者に対し、購入する際にどのようなブリーダーがどのような環境下で繁殖したかを確認するよう、繁殖したブリーダーや繁殖環境が確認できない場合には購入を控えるように注意喚起している [24]。こうすることにより、消費者にとって素性の確かな健康な子犬の購入に役立つだけでなく、動物福祉を軽視するブリーダーを排除し、動物福祉に対する消費者の問題意識を高めることにつながる。

1822年の英国のリチャードマーチン法の制定から始まったヨーロッパの動物福祉確保への取組みに比べ、日本での動物福祉の取組みは短い。日本では生類憐みの令に代表されるように動物は人と共存するもの、人とともに自然の一部という動物観の下、動物を同情的に扱ってきたために動物虐待の歴史がなく、西欧に比べて動物に対する態度が曖昧で、動物愛護の必要性に気づけなかったこともあり、積極的な動物福祉の活動は行われてこなかった経緯がある [25]。戦後、欧米の動物は人が支配するものとの前提に立った動物福祉の考え方が導入された。ブリーダーには日本人の動物観も大事にした動物福祉と高い倫理観が求められる。

参 考 文 献

- [1] 日本ペットフード協会：平成 27 年全国犬猫飼育実態調査 (2015)
- [2] 石山 恒：犬の飼育頭数減少問題と解決，(公社) Knots 主催「日本ペットサミット (2015 年 11 月 25 日)」設立記念シンポジウム資料 (2015)
- [3] USDA : Animal Welfare Act and Regulations (2013), (online), (https://www.aphis.usda.gov/animal_welfare/downloads/Animal%20Care%20Blue%20Book%20-%202013%20-%20FINAL.pdf)
- [4] USDA : Retail Pet Store Rule and Importation of Live Dogs Rule-Guidance for Breeders, Brokers and Importers (2013), (online), (https://www.aphis.usda.gov/animal_welfare/downloads/retail-pet-store-guidance.pdf)
- [5] Shropshire Council : Breeding of Dogs Acts 1973 and 1991 (2010), (online), (<https://new.shropshire.gov.uk/media/1404/breeding-of-dogs-conditions.pdf>)
- [6] Société Centrale Canine (フランス・ケネル・クラブ) : Ordonnance n° 2015-1243 (2015), (online), (<http://www.scc.asso.fr/Ordonnance-no-2015-1243-du-7,751>)
- [7] American Veterinary Medical Association (AVMA, 米国獣医師会) : Model Bill and Regulations to assure appropriate care for dogs intended for use as pets (2010)
- [8] Overheid.nl (オランダ政府) : 犬および猫の政令 (Dogs and cats Decree) (1999), (online), (<https://zoek.officielebekendmakingen.nl/stb-1999-36.html>)
- [9] EU Dog and Cat Alliance : The welfare of dogs and cats involved in commercial practices-a review of the legislation across EU countries (2015), (online), (http://www.dogandcatwelfare.eu/media/filer_public/0b/d2/0bd22b71-f297-4b93-b796-6ff5b245adc8/eudogandcat_web.pdf)
- [10] Fødevareministeriet (デンマーク食糧省) : Bekendtgørelse om erhvervsmæssig handel med og opdræt af hunde samt hundepensioner og hundeeinternater (犬の商業的取引および繁殖に関する政令) (2015), (online), (<https://www.retsinformation.dk/Forms/R0710.aspx?id=2680>)
- [11] Regeringskansliets rattsdatabaser (スウェーデン官公庁データベース) : Djurskyddslag (1988:534) (Swedish Animal Protection Law), (online), (<http://www.notisum.se/rnp/SLS/lag/19880534.htm>)
- [12] Federal Ministry of Food and Agriculture : Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Durchführung des Tierschutzgesetzes (2000), (online), (http://www.verwaltungsvorschriften-im-internet.de/bsvwvbund_09022000_32135220006.htm)
- [13] USDA : Code of Federal Regulations-Title 9-Animals and Animal Products (2013), (online), (<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2013-title9-vol1/xml/CFR-2013-title9-vol1-chapI-subchapA.xml>)
- [14] Janet L. Kaminski Leduc : STANDARDS OF CARE FOR DOG AND CAT BREEDERS (2013), (online), (<https://www.cga.ct.gov/2013/rpt/2013-R-0309.htm>)
- [15] American Kennel Club : AKC's Care and Conditions of Dogs Policy, (online), (http://images.akc.org/pdf/governmentrelations/documents/Care_Conditions_Policy.pdf)
- [16] The Chartered Institute of Environmental Health (CIEH) : Model License Conditions and Guidance for Dog Breeding Establishments (2014)
- [17] Société Centrale Canine (フランス・ケネル・クラブ) : Arrêté du 3 avril 2014 fixant les règles sanitaires et de protection animale auxquelles doivent satisfaire les activités liées aux animaux de compagnie d'espèces domestiques relevant du IV de l'article L. 214-6 du code rural et de la pêche maritime, (online), (<http://www.scc.asso.fr/Arrete-du-3-avril-2014>)
- [18] Overheid.nl (オランダ政府) : 動物の所有に関する決定 (2015 年 9 月 15 日 施行) (2015), (online), (<http://wetten.overheid.nl/BWBR0035217/2015-09-15>)
- [19] Jordbruks Verket (スウェーデン農業委員会) : 犬及び猫の飼育に関する一般指針 (2008), (online), (<https://www.jordbruksverket.se/download/18.26424bf71212ec74b080001024/2008-005.pdf>)
- [20] Federal Ministry of Food and Agriculture : Tierschutz-Hundeverordnung (2001), (online), (<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/tierschhuv/gesamt.pdf>)
- [21] Société Centrale Canine (フランス・ケネル・クラブ) : Code Rural (Partie Réglementaire - Confirmation), (online), (<http://www.scc.asso.fr/Code-Rural-Partie-Reglementaire,365>)
- [22] ジャパン・ケネル・クラブ : BREEDING INFORMATION — 交配月齢について, (online), (http://www.jkc.or.jp/modules/breedinginfo/index.php?content_id=15)
- [23] Department of Employment, Economic Development and Innovation Biosecurity Queensland : Regulation of dog breeders-Draft Regulatory Assessment Statement (RAS) (2012), (online), (https://www.daf.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/54867/1325_dog_breeder_regulation_RAS_MARCH-12.pdf)
- [24] RSPCA-Australia (豪州王立動物虐待防止協会) : Smart Puppy Buyers' Guide, (online), (file:///C:/Users/Katsuaki/Downloads/Smart%20Puppy%20Buyers%20Guide%202012.pdf)
- [25] 小佐々 学：「義犬華丸」と動物愛護史，義犬華丸ものごと，長崎文献社，東京 (2015)